

* 離婚を考えている皆さまへ *

離婚後に子どもを監護・教育するために必要な**養育費**を受給していない方の割合は、**約7割**にのぼっています。

離婚後の子どもの養育のために、父母が離婚前にきちんと**養育費**の取り決めをしておくことが大切です。

養育費等

〈離婚に関する法務省のHP〉 →
(Q & Aや養育費解説動画、養育費と面会交流のパンフレット等が掲載されています。)



○親権者

・未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、話し合いで**親権者を定める必要**があります。**子どものために、しっかりと話し合う**ようにして下さい。

○養育費

・**養育費**とは、**子どもが自立する**(例えば大学等を卒業する。)までに**必要な費用**を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

○面会交流

・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流すること**をいいます。

・**養育費**や**面会交流**についても、**子どもの健やかな成長のために、しっかりと話し合う**ようにしてください。

〈養育費に関する裁判所のHP〉 →



〈面会交流に関する裁判所のHP〉 →



○児童扶養手当

・離婚し、子どもをひとりで育てる方は、**児童扶養手当**を受給できる場合があります。

・受け取れる金額等は、受給される方の所得や監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細については、【狭山市役所こども支援課Tel2953-1111内線1534】に確認してください。

※児童手当の受給者変更については裏面をご覧ください

財産分与

〈財産分与に関する法務省のHP〉 →



・離婚をしたときは、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、**お二人の財産を分ける**ことができます。

・金額等について、話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

※離婚後**2年間**の期間制限あり。

年金分割

〈年金分割手続の詳細〉 →



・離婚した場合、**お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割**して、それぞれ、自分の年金とすることができます。

※離婚後**2年間**の期間制限あり。

(問い合わせ先)

○自治体の**家庭相談窓口**について知りたい方や**DVIにお悩みの方**は、裏面もご覧ください。

○法的トラブルについてのお問合せは**日本司法支援センター(法テラス)**へ。 →



○**法務省のHP**では、離婚をするときに考えておくべきことを紹介しています。 →



法務省
MINISTRY OF JUSTICE



○ひとり親家庭への支援策については、**厚生労働省のHP**もご参照ください。 →



* 別居を考えている皆さま・別居中の皆さまへ *

婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

- ・別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に、**自分の生活費や自立していない子どもの養育費等(婚姻費用)の一部**を請求することができます。
- ・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

〈調停手続の概要に関する裁判所のHP〉 →



〈婚姻費用の金額の目安に関する裁判所のHP〉 →



面会交流

〈法務省パンフレットはこちら〉 →



- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流すること**をいいます。
- ・子どもがいる場合は、その**健やかな成長のために**、面会交流について**しっかりと話し合う**ようにしてください。

児童手当の受給者の変更

- ・離婚に向けて別居していて、生計を同じくしていないときは、児童手当は、**児童と同居している人**に支給される場合があります。また、配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、受給者変更できる場合があります。
- ・受給者変更の手続の詳細は、【狭山市役所こども支援課Tel2953-1111内線1538】(公務員の場合は勤務先)に確認してください。

家庭の相談窓口

- ・結婚や離婚・家庭問題など、日常生活での悩みごとについて、一般相談員がお受けします。※**相談料無料**

相談場所 狭山市役所1階 市民相談室 Tel04-2937-5843(直通)
受付日時 月曜日～金曜日(休日を除く) 9時～12時、13時～16時

母子・父子(生活・就業)相談

- ・ひとり親家庭の方、または離婚を考えている方の相談に応じます。ひとり親家庭への行政サービスのご案内、生活上の困りごとや就労相談について、母子・父子自立支援員がお受けします。※**相談料無料**

相談場所 狭山市役所1階 こども支援課 Tel04-2941-3069(直通)
受付日時 月曜日～金曜日(休日を除く) 9時～17時 ※予約優先

DV(配偶者からの暴力)被害があるとき

18歳未満のお子さんがあるご家庭

- ・配偶者から暴力等を受けている方に向けて、**相談・情報提供・一時保護**などを受け付ける窓口を設置しています。詳細については、【狭山市役所家庭児童相談室Tel04-2953-1111内線1537】にご相談ください。

※離婚を考えている方は、裏面をご覧ください。
(法テラスなどの問い合わせ先についても記載があります)